

## ◎新潟県告示第559号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
平成25年4月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 起業者の名称

燕市

### 2 事業の種類

（仮称）燕市東部学校給食センター新設事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

燕市大曲字居付地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）燕市東部学校給食センター新設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は本件事業に必要な予算について、本年度予算計上し、来年度以降も予算計上することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

学校給食施設の衛生管理については、厚生労働省が定めた学校給食法第9条第1項の規定に基づき施行される学校給食衛生管理基準（以下「衛生管理基準」という。）により、その遵守が強く求められるようになってきている。

燕市では、現在小中学校等21校に対し直営2施設、委託1施設の計3施設で給食を提供しているが、どの施設も建設後30年以上経過しており、新しい衛生管理基準を満たすことが困難になっていること、厨房設備の不具合による作業停止などが発生していることから、学校給食センターの新たな建設基本計画を策定し、老朽化による諸課題の解決及び衛生管理基準の適合を図ることとしている。

その中で、現在の委託施設は建築後50年近く経過し建物本体及び調理設備が老朽化していることや、衛生管理基準を満たすには敷地が狭いこと、また改修期間中に給食の提供を代替する手段がないことなどから、新たに市で取得した土地に給食センターを新設し業務委託することで、今までどおり学校給食を提供するものである。

本件事業の実施により、給食施設及び給食設備の衛生管理、調理の過程における衛生管理など衛生管理基準の様々な基準を満たした施設での給食業務が行われ、学校給食の目的である児童生徒への安全・安心でバランスのとれた学校給食の提供が可能となることから、本件事業の公益に資するところは大きいものと考えられる。

本件事業の施行により懸念される騒音や水質汚濁等については、防音に配慮した設計を行うとともに、建設工事前早期に下水道管の埋設工事を完了するなど、近隣住民への影響が最小限になるよう努めることとしていることから、得られる利益のマイナス要因は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

##### イ 失われる利益

本件事業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを燕市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。

##### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、現在学校給食を提供している小中学校等への配送ルートや配送時間、隣接地への影響を考慮し候補地3箇所を選定し比較検討した結果、市道へのアクセスもよく民家との距離がある本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、老朽化により学校給食法に基づく衛生管理基準を満たすことが困難になっている。また、設備が古いことから、作業中のトラブルにより給食を中止する事態も過去に何度か発生しており、故障しても部品の調達ที่ 難しいことや予備設備がないことなどから、今後も給食の提供に影響のある事態が発生する可能性は高く、市として早急に対策を講じる必要があるとしている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第 20 条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

燕市役所